

厚木飛行場周辺における航空機騒音防止対策の推進について（要請）

東京都は、厚木飛行場周辺において、航空機騒音の実態を把握するため、継続的に調査を行っております。

平成25年度の調査（別添）では、環境基準指定地域内の調査地点11地点のうち、4地点で環境基準に適合しませんでした。このうち1地点については、平成20年度の調査開始以来、基準を超過したのは今回が初めてです。また、町田市民からも、特に18時以降の飛行について多くの苦情が寄せられています。

東京都と町田市は、周辺住民の生活環境を保全するため、貴職に対し、航空機騒音防止対策の推進を毎年要望しておりますが、このような状況が続いていることを踏まえ、下記事項について、より一層取組を強化するよう要請いたします。

記

- 1 日米合同委員会の合意事項の遵守等により、航空機騒音の軽減を図ること。
 - (1) 22時から6時までは飛行訓練等を行わないことを徹底するとともに、夜間・早朝において制限時間の拡大を図ること。
 - (2) 土・日曜日、日本の祝日、盆、年末年始、入学試験等の特別な日の飛行訓練等を極力行わないこと。
 - (3) 市街地上空では低空飛行や旋回飛行を行わないなど、航空機の運用に当たっては騒音抑制に配慮すること。また、操縦士等に対し、騒音抑制のための十分な教育を行うこと。
 - (4) 厚木飛行場における空母艦載機の連続離着陸訓練を実施しないこと。また、空母艦載機の移駐を早期かつ着実に実施すること。
- 2 訓練飛行等に関して、適切な情報提供を行うこと。
 - (1) 騒音を伴う訓練及び航空機の飛行について、適切な情報提供を行うこと。
 - (2) 騒音抑制のために米軍が講じている運用上の措置について明らかにすること。

平成27年1月21日

厚木航空施設司令官

ジョン F. ブッシー大佐 殿

東京都知事
舛添要一

町田市長
石阪丈一